

带状疱疹ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化並びに助成制度の創設を求める意見書

带状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）に感染した者の体内に潜伏し続ける水痘带状疱疹ウイルスが、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下により再び活性化することで発症するものである。成人のほとんどは既に水痘に感染していることから带状疱疹の発症リスクを有しており、その発症率は50歳代から高くなり、80歳代までに3人に1人が発症するといわれている。また、高齢化の進行により今後ますます带状疱疹患者の増加が予想される。

带状疱疹の治療後も带状疱疹による神経の損傷によって痛みが続く带状疱疹後神経痛などの合併症を引き起こすことがあり、また、頭部や顔面に带状疱疹が出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺、難聴などの重い後遺症が残る可能性がある。

带状疱疹の発症予防はワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから接種を諦める高齢者も少なくない。一部の自治体ではワクチンの助成制度を設けているが、当該自治体の財政力に大きく影響されるために自治体格差が生じており、全ての希望者が、どの地域に住んでいても安心して必要とするワクチンを接種できるようにするためには、国が予防接種制度の拡充など対策を講じる必要があると考える。

よって、高齢者が健康で暮らせるよう带状疱疹の発症による深刻な健康被害を未然に防ぎ、ワクチン接種の費用負担を軽減するため、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 導入年齢に関する課題を含めたワクチンの有効性等の確認を早急に行い、带状疱疹ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化を早期に実現すること。
- 2 带状疱疹ワクチン接種に対して、国庫負担による助成制度を創設するなど、財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月21日

福岡県八女市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、